

京都コンサートホール条例の一部を改正する条例（平成31年3月28日京都市条例第67号）（文化市民局文化芸術都市推進室文化芸術企画課）

以下の理由により、京都コンサートホール条例の一部を改正することとしました。

- 1 消費税法及び地方税法の一部改正により、消費税及び地方消費税の税率が引き上げられることに伴い、京都コンサートホールの利用料金の上限額の適正化を図る必要があるため
- 2 京都市交響楽団による演奏会を開催することその他音楽に関する活動を企画し、及び実施することが京都コンサートホールの事業であることを明確化するため

1については平成31年10月1日から、2については平成32年4月1日から施行することとしました。

京都コンサートホール条例の一部を改正する条例を公布する。

平成31年3月28日

京都市長 門川大作

京都市条例第67号

京都コンサートホール条例の一部を改正する条例

京都コンサートホール条例の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「前号」を「前2号」に改め、同号を同条第3号とし、同条第1号を同条第2号とし、同条に第1号として次の1号を加える。

(1) 京都市交響楽団による演奏会の開催その他音楽に関する活動の企画及び実施

第8条第2項第1号中「12,340円」を「12,570円」に改め、同項第2号中「10,280円」を「10,470円」に改める。

別表備考以外の部分中

円	円	円
352,800	493,710	704,570
294,170	412,450	588,340
85,370	119,310	169,710
68,910	95,650	136,800
250		

を

に改める。

円	円	円
359,330	502,850	717,610
299,610	420,090	599,230
86,950	121,520	172,850
70,190	97,420	139,330
260		

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成31年10月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 次項の規定 この条例の公布の日

(2) 第2条の改正規定 平成32年4月1日

(準備行為)

2 この条例による改正後の京都コンサートホール条例（以下「改正後の条例」という。）の規定による京都コンサートホールの利用に係る料金の徴収その他これを徴収するために必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

(適用区分)

3 改正後の条例の規定は、この条例の施行の日以後の利用に係る料金について適用し、同日前の利用に係る料金については、なお従前の例による。

(文化市民局文化芸術都市推進室文化芸術企画課)